人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年十月一日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一六―〇―五九

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

別表第一第四号の3中「うるし」の下に「、テレビン油」を加え、同表第七号の12中「11」を「14」に改め、同号中12を15とし、11を14とし、10を13とし、13の前に次のように加える。

11　一・二―ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

12　ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

別表第一第七号中9を10とし、6から8までを7から9までとし、5の次に次のように加える。

6　ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

附　則

この規則は、平成二十五年十月一日から施行する。

告　示

○内閣府告示第二百十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十五年七月十二日内閣府告示第百九十三号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年八月二十三日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社大垣共立銀行

二　住所　岐阜県大垣市郭町三丁目九十八番地

○内閣府告示第二百十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十五年七月十二日内閣府告示第百九十四号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年八月十四日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社みずほ銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

○内閣府告示第二百十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十五年七月十二日内閣府告示第百九十五号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年八月二十三日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社みずほ銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

○内閣府告示第二百十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年七月十二日内閣府告示第百九十一号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年七月二十六日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社静岡銀行

二　住所　静岡県静岡市葵区呉服町一丁目十番地

○内閣府告示第二百十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年七月十二日内閣府告示第百九十一号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年八月二十三日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社静岡銀行

二　住所　静岡県静岡市清水区富士見町二番一号

○内閣府告示第二百十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年四月十五日内閣府告示第六十七号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年五月十六日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社清水銀行

二　住所　静岡県静岡市清水区富士見町二番一号

○内閣府告示第二百二十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年四月十五日内閣府告示第六十七号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年六月二十六日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社名古屋銀行

二　住所　愛知県名古屋市中区錦三丁目十九番十七号

○内閣府告示第二百二十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年四月十五日内閣府告示第六十七号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年六月二十六日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三井住友銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

○内閣府告示第二百二十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年七月十二日内閣府告示第百九十七号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年七月二十九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社百五銀行

二　住所　三重県津市岩田二十一番二十七号

○内閣府告示第二百二十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年七月十二日内閣府告示第百九十七号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年七月二十九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　岡崎信用金庫

二　住所　愛知県岡崎市菅生町字元菅四十一番地

○内閣府告示第二百二十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月十七日内閣府告示第三百七十五号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年六月十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社商工組合中央金庫

二　住所　東京都中央区八重洲二丁目十番十七号

○内閣府告示第二百二十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年四月十五日内閣府告示第六十九号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年六月十四日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○内閣府告示第二百二十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年七月十二日内閣府告示第百九十九号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年八月十四日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社宮崎銀行

二　住所　宮崎県宮崎市橘通東四丁目三番五号

○内閣府告示第二百二十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年四月十五日内閣府告示第六十二号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年七月二十九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　ごとう農業協同組合

二　住所　長崎県五島市籠淵町二千四百五十番地

一